

第83回**定時株主総会招集ご通知**

日時 | 2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

お土産をご用意しておりませんのでご了承願います。

場所 | 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 ボールルーム

決議事項 | **第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

目次	第83回定時株主総会招集ご通知	3
	株主総会参考書類	7
	事業報告	40
	連結計算書類	60
	計算書類	62
	監査報告書	64

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、株主様の健康と安全確保の観点から、事前に議決権を行使いただき、なるべく株主総会へのご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。（株主総会会場の座席数は70名分に制限しております。）

また本年も会場にご来場されなくても、株主総会をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

スターゼン株式会社

証券コード：8043

食を通して人を幸せにする グローバルな生活関連企業を目指す

スターゼンと取引をしてよかったといわれる会社になろう

当社は全てのステークホルダーへの社会的責任を果たすことを使命として認識しております。特に当社を信頼いただき、お取引いただけるお客様のご成長のために何をすべきかを常に考え、お客様のご満足度向上に努めております。

スターゼンで働いてよかったと思える会社になろう

当社が持続的に成長し、お客様をはじめとしたステークホルダーへの社会的責任を果たすには、最も身近なステークホルダーである従業員の満足度向上が欠かせないと認識のもと、従業員が安心して長く働ける環境・制度を整備します。

仕事を通じて自ら成長しよう

「常に安全・安心な商品を提供すること」により社会から必要とされる企業であり続けるために、課題解決に向け従業員一人ひとりが仕事を楽しみ、仕事を通じて自ら成長できる職場環境を整えます。



株主の皆さまへ

代表取締役社長

横田 和彦

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

ここに第83回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社グループの事業環境は、長引く感染症の拡大により行動制限を余儀なくされた一方で、人々の生活意識や行動の変化をもたらしたことで、新たな需要も生み出しました。このような中で、当社では「相場に左右されない収益力の強化」をテーマとして掲げ、製販一体となつての商品開発を取組んだほかに、海外マーケットへの対応力の強化を進めてまいりました。その結果、第83期は売上高、経常利益ともに過去

最高を計上することができました。

また、当社は2021年11月にサステナビリティ基本方針を策定し、本年2月には社会的課題への対応として当社が中長期的に取り組むべき重要課題を特定いたしました。

今後は、これらの重要課題の解決に向けて各種施策を通じてサステナブルな企業体質への変革を実現してまいります。

人々にとって「食」は欠かせないものであり「スターゼンと取引をしてよかった」と思っただけの企業であるよう、グループ一丸となり事業環境の変化に適切に対応し、成長を続けてまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

(証券コード8043)
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目5番7号
スターゼン株式会社
代表取締役社長 横田 和彦

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。4頁に記載の「議決権行使方法のご案内」に従って2022年6月28日(火曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル 地下1階 ボールルーム
(70頁の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
【報告事項】
 1. 第83期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
計算書類報告の件
【決議事項】

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役9名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

以上

- ◎当日ご出席の場合には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎また、当日ご出席の場合には、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.starzen.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
・事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
・剰余金の配当等の決定に関する方針
・株主資本等変動計算書
・株式会社への支配に関する基本方針
・連結株主資本等変動計算書
・計算書類の個別注記表
・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
・連結計算書類の連結注記表
- ◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.starzen.co.jp/>)において掲載させていただきます。
◎本株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.starzen.co.jp/>)において掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席の場合



株主総会日時

2022年6月29日(水曜日)午前10時開催

(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権の行使の場合



行使期限

2022年6月28日(火曜日)午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権の行使の場合



詳細は次ページをご覧ください

行使期限

2022年6月28日(火曜日)午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにごアクセスいただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

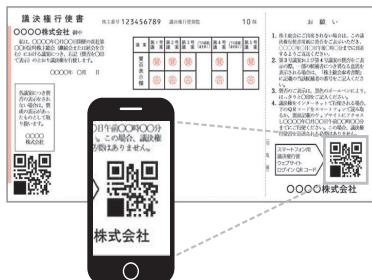
- (1) 行使期限は2022年6月28日(火曜日)午後5時までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

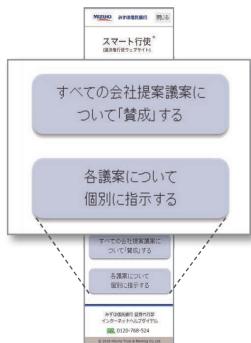
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

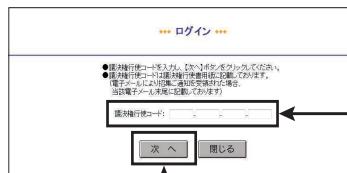
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

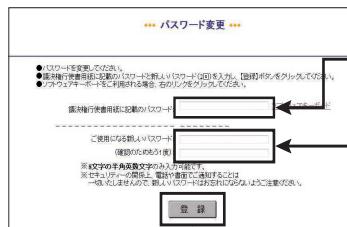
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00 ~ 21:00)

株主総会インターネットライブ配信のご案内

株主総会当日に会場以外でも株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。

視聴方法

パソコン・タブレット・スマートフォン等から下記のURL又はQRコードから配信サイトにアクセスし、下記のIDとパスワードを入力してご覧ください。

配信日時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時～株主総会終了まで

QRコード**URL**<https://www.jikiden.co.jp/83kai-starzen.soukai/>**ID****パスワード**

インターネットライブ配信ご視聴にあたってのご注意事項

- 今回、ご視聴される株主様は会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため当日会場にご出席される場合と異なり、議決権行使はできませんので、事前に郵送やインターネット等からの議決権行使をお願い申し上げます。また同様にご意見やご質問も行えないことを、予めご了承ください。
- 当日ご使用の機器及びインターネット回線の接続状況等により、映像や音声の不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合、配信が中止になることもございます。
- ご視聴いただくための通信料金等は各株主様のご負担となります。
- ライブ配信映像の撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- 視聴用のID及びパスワードの株主様ご本人以外への譲渡は固くお断りいたします。
- 当日の会場映像は、ご出席の株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映りこんでしまう場合がございます。
- 株主総会終了後1週間程度をめぐり、当社ホームページにおいて、株主総会での事業報告等の模様を公開する予定でございます。

インターネットライブ配信に関するお問い合わせにつきまして

インターネットライブ配信にあたり、当日にご不明点がございましたら、下記窓口へお問い合わせください。

スターゼン株式会社 ライブ配信サポート窓口

受付日時：6月29日(水曜日) 午前9時から株主総会終了まで

電話番号：

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分は、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への配当を最重要政策の一つとして認識しており、基本的には安定した配当を継続していくものと考えております。

第83期の期末配当につきましては、当期の業績及び財務状況を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき65円

(注)当社は2021年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

上記の第83期の期末配当につきましては、当該株式分割後の金額であります。

なお、配当金1株につき65円は、株式分割前の1株当たりの配当金に換算すると、前期と同額の1株につき130円となります。

配当総額 1,265,900,415円

(3) 剰余金の配当が効力が生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大や自然災害等の大規模災害の発生等に備え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第13条を変更するものです。なお、定款変更の効力は、第83回定時株主総会での決議に加え、産業競争力強化法に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたことを条件として、発生するものとします。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ③ 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第13条 (招集)</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地または東京都区内において招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと見なすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第13条 (招集)</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地または東京都区内において招集する。<u>ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</u></p> <p>3. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="420 284 500 309">(新設)</p> <p data-bbox="178 556 535 628">第32条 (監査役の選任方法) (新設)</p> <p data-bbox="178 878 477 908">第33条 (監査役の任期)</p> <p data-bbox="240 919 742 1029">2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p data-bbox="1003 238 1090 264">変更案</p> <p data-bbox="825 279 1332 511">2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="765 556 1120 586">第32条 (監査役の選任方法)</p> <p data-bbox="825 597 1332 828">3. <u>監査役の欠員に備えて株主総会において補欠の監査役を選任した決議が効力を有する期間は、当該選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="765 878 1064 908">第33条 (監査役の任期)</p> <p data-bbox="825 919 1332 1271">2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えることができないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役15名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう社内取締役5名、社外取締役1名を減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	当社における現在の地位及び担当
1	重任	よこた 横田 かずひこ 和彦	代表取締役社長
2	重任	うずらはし 鷗橋 まさお 正雄	常務取締役 海外本部長
3	重任	たかはし 高橋 まさみち 正道	取締役
4	重任	さだのぶ 定信 りゅうそう 隆壮	取締役 財務経理本部長
5	新任	さな 佐奈 つねひろ 常裕	執行役員 管理本部長
6	重任	おおはら 大原 わたる 亘	社外 独立 取締役
7	重任	よしさと 吉里 かく 格	社外 取締役
8	重任	まついし 松石 まさのり 昌典	社外 独立 取締役
9	新任	えとう 江藤 まりこ 真理子	社外 独立 監査役

(注)当社における地位及び担当は、2022年4月1日現在のものを記載しております。

候補者
番号

1

よこ た
横田

かず ひこ
和彦 (1964年3月18日生)

重任



取締役会出席回数

17回／17回

所有する当社株式の数

17,083株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2006年2月 当社量販事業部長
2010年10月 スターゼン広域販売(株) 代表取締役社長
2013年4月 当社執行役員
2015年4月 当社常務執行役員
2016年6月 当社取締役
2017年4月 スターゼン販売(株) 代表取締役社長
2018年4月 当社常務取締役
2019年4月 当社常務取締役 営業本部長
2020年4月 当社専務取締役 営業本部長
2021年4月 当社代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

横田和彦氏は、当社及びグループ各社の役員を歴任し、昨年4月からは当社の代表取締役社長としてグループの経営全般を担い、豊富な知識・経験をもとに、リーダーシップをもってグループを牽引しております。グループ経営を円滑にすすめ、企業価値の更なる向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

うづら はし
鶉橋

まさ お
正雄 (1976年4月20日生)

重任



取締役会出席回数

17回／17回

所有する当社株式の数

11,795株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年9月 当社入社
2011年10月 STARZEN EUROPE ApS(デンマーク) 取締役社長
2014年1月 スターゼン広域販売(株) 広域営業部長
2014年4月 同社取締役 広域営業部長
2015年4月 スターゼンインターナショナル(株) 常務取締役
2016年4月 当社執行役員
スターゼンインターナショナル(株) 取締役副社長
2017年6月 当社取締役
2018年4月 スターゼンインターナショナル(株) 代表取締役社長
2019年4月 当社取締役 海外本部長
2021年4月 当社常務取締役 海外本部長(現任)

取締役候補者とした理由

鶉橋正雄氏は、常務取締役海外本部長として、当グループの海外事業、輸出入業務全般に関する責任を担っております。海外における食肉需要の増加に伴い、今後海外取引を一層強化し、更なる企業価値の向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

たか はし
高橋

まさ みち
正道 (1963年11月18日生)

重任



取締役会出席回数

17回／17回

所有する当社株式の数

7,047株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
2009年 4月 (株)スターゼンミートグループ(現スターゼンミートプロセッサー(株)) 国産ポーク・プロイラー部長
2010年 4月 同社取締役 国産ポーク・プロイラー部長
2013年 4月 スターゼンミートプロセッサー(株) 取締役 北日本地区工場担当部長
2014年 4月 同社取締役 青森工場長
2016年 4月 同社常務取締役 青森工場長
2017年 4月 当社執行役員
2018年 4月 スターゼンミートプロセッサー(株) 専務取締役
2019年 6月 当社取締役(現任)
2020年 4月 スターゼンミートプロセッサー(株) 代表取締役社長(現任)

(重要な兼職の状況)

スターゼンミートプロセッサー(株) 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

高橋正道氏は、スターゼンミートプロセッサー(株)の代表取締役社長としてグループにおける食肉加工全般に関する責任を有するとともに、グループにおける農場の管理を行う生産事業を管掌しております。同分野における長年の経験を活かし、更なる企業価値の向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

さだ のぶ
定信

りゅう そう
隆壮 (1959年 3月17日生)

重任



取締役会出席回数

13回／13回

所有する当社株式の数

7,921株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 (株)三井銀行(現株)三井住友銀行) 入行
1995年 4月 同行国際審査部 審査役
2006年12月 同行本店 上席調査役
2008年 6月 当社入社
2008年10月 当社審査文書部長
2009年 7月 当社財務部長
2013年 4月 当社執行役員 財務部長
2015年 4月 当社執行役員 財務経理本部長
2018年 2月 当社執行役員 財務本部長
2020年 4月 当社上席執行役員 財務本部長
2021年 6月 当社取締役 財務本部長
2021年10月 当社取締役 財務経理本部長(現任)

取締役候補者とした理由

定信隆壮氏は、財務部長、財務経理本部長の要職を歴任し、グループの財務・経理部門を統括しております。また、金融機関における長年の経験を活かし、更なる企業価値の向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

さ な
佐奈

つね ひろ
常裕 (1962年10月6日生)

新任



所有する当社株式の数
7,156株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行
2000年 12月 同行資産運用企画部 主任調査役
2002年 3月 三菱東京ウェルスマネジメント証券(株) 社長室次長
2003年 6月 Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank(Switzerland),Ltd.
Senior Executive Officer
2009年 2月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) プライベートバンキング部 副部長
2011年 4月 同行阿佐ヶ谷支店長
2013年 1月 同行鎌倉エリアディレクター兼鎌倉支店長
2015年 11月 当社入社
2015年 11月 当社企画管理本部 グループ人事部長
2017年 10月 当社企画管理本部長
2020年 4月 当社執行役員 管理本部長(現任)

取締役候補者とした理由

佐奈常裕氏は、当社入社以来、人事部長、管理本部長の要職を歴任し、幅広い知識、経験をもとに当社ガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。更なる企業価値の向上を図るために重要な存在であることから、新たに選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

おお はら
大原

わたる
亘 (1952年8月17日生)

重任

社外

独立



取締役会出席回数
17回/17回

所有する当社株式の数
1,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行
2007年 4月 (株)三井住友銀行 常務執行役員
(株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員
2010年 6月 同社代表取締役副社長
2011年 6月 (株)三井住友銀行 顧問
2012年 6月 (株)テイソウ(現(株)帝国倉庫) 取締役
2013年 4月 同社代表取締役社長
2017年 6月 当社社外取締役(現任)
2020年 6月 (株)帝国倉庫 代表取締役会長
2021年 6月 同社取締役会長(現任)

(重要な兼職の状況)
(株)帝国倉庫 取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大原亘氏は、金融機関及び事業会社における経営者を歴任し、企業経営全般に関する幅広い経験と高い見識を有しております。当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同利益のために適切な助言を得られる人材であることから、当該役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

よし さと
吉里

かく
格 (1967年4月28日生)

重任

社外



取締役会出席回数

17回／17回

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 三井物産(株)入社
2012年 7月 同社食糧本部 穀物事業部 飼料・畜水産事業室長
2013年 1月 Management Company Sodrugestvo Ltd. Assistant to CEO
2018年 1月 Multigrain S.A. Officer, President & CEO
2019年 4月 三井物産(株) 食料本部 油脂・主食事業部長
2020年 6月 当社社外取締役(現任)
2021年 4月 三井物産(株) 食料本部 畜水産事業部長(現任)
2021年 6月 プライフーズ(株) 社外取締役(現任)
2021年 6月 東邦物産(株) 社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

三井物産(株) 食料本部 畜水産事業部長
プライフーズ(株) 社外取締役
東邦物産(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

吉里格氏は、三井物産(株)の食料本部等における要職を歴任し、食品業界に関する高い見識と幅広いネットワークを有しております。当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同利益のために適切な助言を得られる人材であることから、当該役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

まつ いし
松石

まさ のり
昌典 (1960年12月6日生)

重任

社外

独立



取締役会出席回数

12回／13回

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 日本獣医畜産大学(現日本獣医生命科学大学) 助手
2002年 4月 同大学 助教授
2008年 4月 日本獣医生命科学大学 教授
2014年10月 農林水産業・食品産業科学技術推進事業評価分科会 委員
2015年 4月 日本食肉研究会(現日本食肉科学会) 副会長(現任)
2021年 4月 日本獣医生命科学大学 教授 食品科学科長(現任)
2021年 6月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

日本食肉科学会 副理事長
日本獣医生命科学大学 教授 食品科学科長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松石昌典氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学並びに食肉科学会において要職を歴任され、食肉科学分野については幅広い経験と高い見識を有しております。そのような専門的、客観的な観点から、当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同利益のために適切な助言を得られる人材であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、当該役割を果たしていただくことを期待して、引き続き選任をお願いするものであります。

**取締役会出席回数**

17回／17回

監査役会出席回数

13回／13回

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月 三井物産(株)入社
2002年 4月 最高裁判所司法研修所入所
2003年 10月 第二東京弁護士会登録
新東京法律事務所(旧ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)) 入所
2015年 4月 TMI総合法律事務所入所
2017年 7月 同所パートナー弁護士(現任)
2019年 3月 (株)大塚家具 社外監査役
2020年 6月 当社社外監査役(現任)

(重要な兼職の状況)
TMI総合法律事務所 パートナー弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

江藤真理子氏は、企業法務や労働問題を取り扱う弁護士として、専門的見識と幅広い経験を有し、2020年6月より当社の社外監査役として健全で透明性の高い監査業務遂行に貢献しております。同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通した弁護士として、当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同利益のために適切な助言を得られる人材であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、当該役割を果たしていただくことを期待して、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
- ①大原亘氏は、株式会社帝國倉庫の取締役であります。同社と当社との間には、書類の保管、廃棄等の取引があります。
 - ②吉里格氏は、当社の筆頭株主である三井物産株式会社の業務執行者(使用人)であり、同社とは資本業務提携契約を締結しております。その他、同社と当社の間では食肉の売買等の取引がありません。
 - ③大原亘氏、吉里格氏以外の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大原亘氏、吉里格氏、松石昌典氏及び江藤真理子氏は、社外取締役候補者であります。また、大原亘氏、松石昌典氏及び江藤真理子氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、大原亘氏及び松石昌典氏が再任された場合、並びに新任の江藤真理子氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 大原亘氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年、吉里格氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年、松石昌典氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。また江藤真理子氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、大原亘氏、吉里格氏及び松石昌典氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額としており、各氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また新任の江藤真理子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとし、2022年12月に更新の予定です。また新任の各候補者の選任が承認された場合、就任時に当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 定信隆壮氏及び松石昌典氏は、2021年6月の就任以降に開催された取締役会の出席回数となります。
7. 中津濱健氏、永野章氏、入江泰明氏、長谷部元靖氏、高濱良一氏、若松威男氏、中村英男氏及び関川隆志氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。
8. 上記の「所有する当社株式の数」は株式分割後の2022年3月31日時点のものを記載しております。
9. 江藤真理子氏の戸籍上の氏名は、諸川真理子氏であります。

【ご参考】

各取締役候補者のスキルマトリックス(専門性・知識・経験等)

候補者番号	氏名	企業経営	セールスマーケティング	製造・生産	グローバルビジネス	財務・会計	法務リスクマネジメント
①	横田 和彦	●	●	●			
②	鶉橋 正雄	●	●		●		
③	高橋 正道	●		●			
④	定信 隆壮					●	
⑤	佐奈 常裕					●	●
⑥	大原 亘	●				●	●
⑦	吉里 格	●			●		
⑧	松石 昌典			●			
⑨	江藤真理子						●

※上記の一覧表は、各候補者の有するすべての知見等を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意の上、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の株主総会への提出は監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ただ とし あき
多田 敏明 (1968年7月28日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1996年 4月 弁護士登録
1996年 12月 日比谷総合法律事務所 入所
2001年 7月 Weil, Gotshal & Manges 法律事務所 ニューヨーク事務所
2002年 9月 日比谷総合法律事務所(現任)
2008年 6月 電気化学工業(株)(現デンカ(株)) 社外監査役
2012年 6月 伊藤忠テクノソリューションズ(株) 社外監査役(現任)
2020年 6月 栗田工業(株) 社外監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

日比谷総合法律事務所 弁護士
伊藤忠テクノソリューションズ(株) 社外監査役
栗田工業(株) 社外監査役

補欠社外監査役候補者とした理由

多田敏明氏は、弁護士として独占禁止法やコンプライアンス等、長年にわたり企業法務の分野を中心に活躍し、豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

1. 多田敏明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 多田敏明氏は補欠の社外監査役の候補者であります。また同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 多田敏明氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で監査役的全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとし、2022年12月に更新の予定です。多田敏明氏が社外監査役に就任された場合には、就任時に当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初2007年6月28日開催の第68回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2019年6月27日開催の当社第80回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期限は、2022年6月30日までに開催予定の第83回定時株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2022年5月12日に開催された取締役会において、現プランの内容を一部変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し継続するべく、第83回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の議案としてお諮りすることを決議しました。

現プランからの変更は、語句の修正、文言の整理等、軽微なものに留まっており、基本的な内容に大きな変更はございません。

本プランにつきましては、当社監査役4名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意見を述べております。

なお、2022年3月31日現在の当社株式の状況につきましては、別紙1のとおりですが、本日現在、当社株式の大規模な買付行為に関する具体的提案はなされておられません。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模な買付行為の是非については、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、そのために株主の皆様が適切な状況判断を行えるよう、十分な情報提供と考慮期間を設ける必要があると認識しております。

また、当社は、一概に当社株式に対しての大規模な買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかしながら、実際に資本市場で発生する大規模な買付行為の中には、

- ①当社株式の大規模な買付の目的が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの
- ②大規模買付者が一般株主に対し、不利益な条件で株式売却を事実上強要する恐れがあるもの

③大規模買付者が、一般株主が適切に判断するために必要な情報の提供や考慮期間を用意していないもの

④大規模買付者が当社取締役会に対し、当社株式の大規模買付行為に関する提案及び事業計画等の提示、並びに交渉機会、考慮期間を用意していないもの

等、会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも想定されます。

そのような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして適当でないと判断し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、不適切な者からの大規模な買付行為を防止するために何らかの対抗処置を講ずる必要があると考えます。

Ⅱ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、「食を通して人を幸せにするグローバルな生活関連企業を目指す」との経営ビジョンを掲げております。この経営ビジョンに従い、2021年3月期を初年度とする3年間の中期経営計画においては、以下6つのテーマを重点施策として取り組んでおります。

①中核事業（食肉生産・卸事業）の基盤維持・強化

- ・生産事業の確立・整備
- ・相場に影響されにくい食肉製品の開発
- ・輸出事業の強化
- ・食肉処理加工工場の人手不足、労務負担軽減への対応（機械化・省人化）

以上の施策を通じて、収益力の根幹を強化します。

②食肉加工メーカーとしての基盤強化

- ・加工メーカーとしての機能強化
- ・プロセスセンターの整備
- ・ハンバーグ事業の再構築

以上の施策を通じて、新たなる収益基盤の拡充を図ります。

③グローバル企業への展開・代替食肉の取り組み

- ・物流加工機能を有する海外拠点の整備及び現地商売の強化
- ・輸入加工品の強化

- ・海外調達先の確保
- ・代替食肉への挑戦

以上の施策を通じて、次の成長領域への取り組みを強化します。

④業務プロセス改革

- ・販売戦略、物流戦略に沿った各拠点の再整備
- ・効率的な営業・物流体制の構築
- ・見える化の推進

以上の施策を通じて、実効性と効率性の追求を図ります。

⑤コーポレート機能強化

- ・投融資審査機能の強化
- ・戦略的資金調達による財務内容強化
- ・管理部門人材の強化

以上の施策を通じて、グループ競争力の強化を図ります。

⑥サステナビリティへの取り組み強化

- ・SDGsを意識した経営
- ・将来を担う人材の育成

以上の施策を通じて、社会の一員としての存在意義強化を図ります。

これらの取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものとなり、結果として会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者が大規模な買付行為に及ぶ危険性を低減するものであり、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

Ⅲ. 本プランの内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ.に述べた会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入され、継続してきた現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴

う当社株式の大規模買付行為に関する提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの等、買付の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会の議案としてお諮りすることを決議しました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランの独立委員会の委員については、社外取締役の大原 亘氏、社外監査役の小越 信吾氏並びに弁護士多田 敏明氏を選任する予定です。（略歴につきましては、別紙3をご参照ください）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされる

ことを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1)大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2)大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、

大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及びその関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3)当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることで、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守した

か否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ①真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の大規模な買付を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付を行っている場合
- ③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の大規模な買付を行っている場合

- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の大規模な買付を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者による買付後経営方針が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑨大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4.（3）の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。このように株主意思確認手続きをとった場合は、株主の皆様様の意思を確認の上、対抗措置の

発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、又は無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、又は新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様が利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様と与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めていることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限、廃止及び修正・変更

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認があった日より発効することとし、有効期限は2025年6月30日までに開催される当社第86回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

IV. 本プランの合理性について（本プランが、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード(2021年6月11日改訂)」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅲ1.「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

3. 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ 5. 「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。また、その判断の概要については株主の皆様に適宜公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

当社株主等の状況 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 44,000,000株
2. 発行済株式総数 19,522,552株 (自己株式 47,161株を含む)
3. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三井物産株式会社	3,109	15.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,766	9.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	734	3.76
株式会社三井住友銀行	649	3.33
農林中央金庫	608	3.12
株式会社三菱UFJ銀行	559	2.87
スターゼン社員持株会	477	2.45
株式会社鶉橋興産	469	2.41
株式会社みずほ銀行	320	1.64
横浜冷凍株式会社	306	1.57

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、2021年3月3日開催の取締役会での決議により、2021年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合の株式分割を行っております。また当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、同日付で当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数は22,000,000株増加し44,000,000株となっております。

以上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることが出来るものとする。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

大原 亘 (おおはら わたる)

(生年月日) 1952年8月17日

(略歴)	1975年	4月	(株)三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行
	2007年	4月	(株)三井住友銀行 常務執行役員 (株)三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員
	2010年	6月	同社代表取締役副社長
	2011年	6月	(株)三井住友銀行 顧問
	2012年	6月	(株)テイソウ (現(株)帝国倉庫) 取締役
	2013年	4月	同社代表取締役社長
	2017年	6月	当社社外取締役 (現任)
	2020年	6月	(株)帝国倉庫 代表取締役会長
	2021年	6月	同社 取締役会長(現任)

大原亘氏は、(株)帝国倉庫の取締役です。同社と当社との間には、書類の保管、廃棄等に関する取引があります。

小越 信吾 (おごし しんご)

(生年月日) 1982年5月16日

(略歴)	2005年	4月	中央青山監査法人 入所
	2007年	7月	新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人)
	2015年	11月	小越信良税理士事務所 (現 税理士法人小越会計)
	2015年	11月	税理士法人小越会計 代表社員 (現任)
	2016年	6月	当社社外監査役 (現任)

小越信吾氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

多田 敏明 (ただ としあき)

(生年月日) 1968年7月28日

(略歴)	1996年	4月	弁護士登録
	1996年	12月	日比谷総合法律事務所 入所
	2001年	7月	Weil, Gotshal & Manges 法律事務所 ニューヨーク事務所
	2002年	9月	日比谷総合法律事務所 (現任)

多田敏明氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以 上

新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

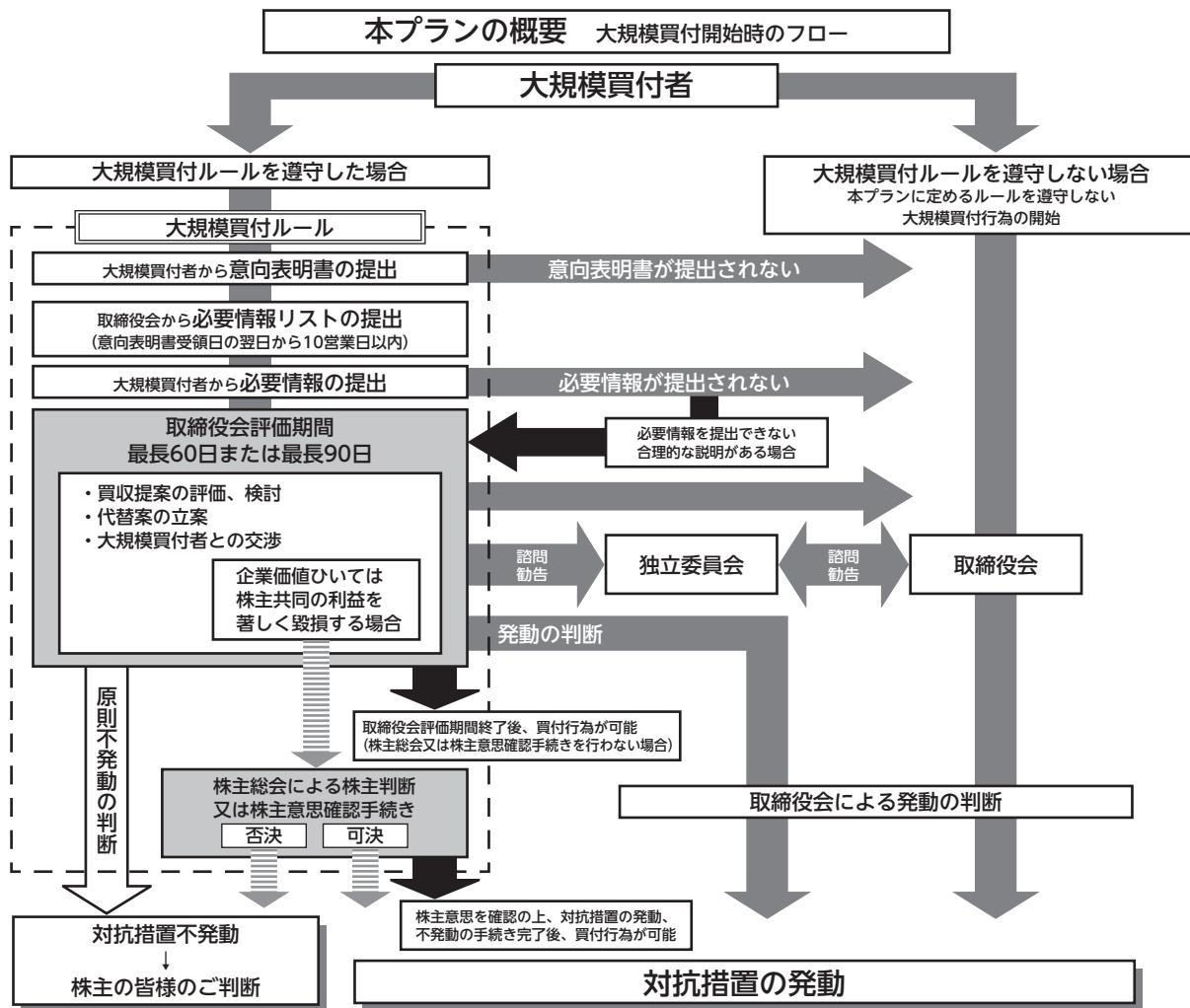
6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、予め当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により経済活動が制約を受け、厳しい状況が続きました。先行きについては、新たな変異株の感染拡大やウクライナ情勢等に起因する経済の悪化が懸念されるなど不透明な状況が続くことが予想されます。

食肉業界では、新型コロナウイルス感染症の影響により外食需要が低迷する一方で家庭内需要が堅調に推移しました。また、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大等により各商品の調達、販売環境が大きく変動するなど不確実性の高い事業環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは「相場に左右されない収益力の強化」のテーマのもと、新たな取り組みとして7月に富士総合食品株式会社と業務提携契約を締結し、コロナ禍で需要が伸びているミールキット等、付加価値の高い商品の共同開発を進め、内食だけでなく外食や中食向けにも販路を拡大しております。また、全社的業務プロセス改革プロジェクト(Zeusプロジェクト)も順調に進捗しております。加えて、コロナ禍においても品質管理並びに衛生管理を徹底するとともに柔軟な勤務体制等の感染対策を講じ、社員の安全確保に配慮しつつお客様のご要望にお応えしてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,814億32百万円(前期比9.2%増)、営業利益は69億5百万円(前期比3.3%増)、経常利益は91億65百万円(前期比6.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、昨年度に連結子会社の吸収合併に伴う法人税等の負担減少があり、その反動等が当期に影響を及ぼしたことから、59億84百万円(前期比13.5%減)となりました。

事業部門別の営業概況は以下のとおりです。

食肉関連事業

食肉関連事業の売上高は3,787億4百万円（前期比9.3%増）となりました。
また、部門別の業績は次のとおりであります。

食肉

国内事業は、輸入鶏肉を中心に取扱量が減少したものの、豚肉を中心に販売が堅調だったことから、取扱量全体では前期を上回りました。売上高は、取扱量の増加に加え、国内相場の上昇により前期を上回りました。売上総利益は、品目ごとに明暗が分かれる結果となりましたが、全体では前期比微増となりました。

また、カテゴリー別の業績は次のとおりです。

国産食肉は、豚肉を中心に販売が堅調に推移したことから取扱量は前期を上回りました。売上高は、牛肉相場が昨年度に比較し期前半に高値推移したことで販売単価も上昇し前期を上回りました。売上総利益は需要に合わせた調達を徹底したことや豚肉の堅調な販売、国産牛肉で期後半に調達環境が改善したことなどから前期を上回りました。

輸入食肉は、不安定な調達環境の中、安定供給に努め、豚肉を中心に量販店向けの販売が好調に推移しましたが、需要に合わせた調達を徹底することで鶏肉の取扱量が減少し、全体の取扱量は前期比横ばいとなりました。売上高は豚肉の取扱量増加に加え、牛肉及び牛副生物の国内相場上昇により前期を上回りました。売上総利益は、牛副生物及び鶏肉で国内相場上昇や需要に合わせた調達の徹底により増益となりましたが、牛肉が調達コスト高により減益となり全体でも前期を下回りました。

輸出事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で台湾向けが伸び悩んだものの、米国向けを中心に期を通じて好調に推移したこと等から輸出重量は前期を上回りました。売上高は国産牛肉の輸出単価上昇の影響から前期を大きく上回りました。

これらの結果、食肉部門の売上高は3,002億25百万円（前期比8.3%増）となり、売上総利益は前期比微増となりました。

加工食品

加工食品は、ハンバーグ商品の拡販に注力し、さらにスライス商品、ローストビーフ関連商品の販売が堅調に推移したことから、取扱量、売上高、売上総利益ともに前期を上回り、売上高は651億65百万円（前期比17.1%増）となりました。

ハム・ソーセージ

ハム・ソーセージは、市販用商品の販売は比較的堅調だったものの、外食向け業務用商品で苦戦を強いられ、全体では取扱量、売上高ともに前期を下回り、売上高は113億43百万円（前期比1.9%減）となりました。工場の業務改善による製造コストの安定化に努めたものの、取扱量減少の影響が大きく売上総利益も前期を下回りました。

その他

その他の取扱品につきましては、売上高は19億69百万円（前期比1.5%減）となりました。

その他の事業

その他の事業につきましては、売上高は27億28百万円（前期比6.1%減）となりました。

事業別売上高は以下のとおりであります。

区 分	第82期 (前連結会計年度)		第83期 (当連結会計年度)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
食 肉 関 連 事 業	346,336百万円	99.2%	378,704百万円	99.3%
食 肉	277,118	79.3	300,225	78.7
加 工 食 品	55,657	15.9	65,165	17.1
ハム・ソーセージ	11,561	3.3	11,343	3.0
そ の 他	1,999	0.6	1,969	0.5
そ の 他 の 事 業	2,905	0.8	2,728	0.7
合 計	349,242	100.0	381,432	100.0

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に加え、世界情勢の悪化により、不確実性の高い事業環境が続く中、第84期は『「収益力強化」に向けた「体質改善」』のテーマのもと、社員一丸となり、以下の課題に取り組みます。

①サステナビリティ経営の実践

「体質改善」への土台として、サステナビリティ経営を実践していきます。当社の重要課題でもある5つのテーマと10の課題の解決に向けて、各種施策を通じて取り組んでまいります。具体的には、当社の高度な衛生管理体制や、食肉のアウトパック機能を活かした賞味期限延長商品の開発により、食品ロス問題の解決に寄与してまいります。また、太陽光発電の活用や、営業車の排ガス抑制、エコフィードによる豚肉生産など環境へ配慮した取り組みも積極的に行ってまいります。

②強固な事業基盤の構築と営業力の強化

変化し続ける消費者ニーズに対応するため、マーケティング機能・商品開発機能の一層の充実並びに販売力の強化を図ることにより、当社ならではの商品・サービスの提供を実現し、収益力の向上に努めてまいります。また、今後大きな成長が見込める海外マーケットとして米国、中国での取り組みを強化してまいります。具体的には加工・販売・物流機能を有する当社事業モデルの海外展開、並びに和牛の輸出事業の強化など成長機会の創出に取り組んでまいります。

③DXを活用した業務プロセス改革並びに物流改革

より強靱で柔軟な事業基盤を築くため、DXを活用した部門横断的な業務プロセス改革を推進してまいります。現行業務のあり方を見直し、業務の効率化を実現させるとともに、経営判断の迅速化を目指してまいります。物流改革では、2024年問題への対応や物流コスト抑制に着手しており、具体的には、外部物流会社と連携し、荷役業務の軽減・効率化を行い、コスト抑制やドライバー不足への対策と合わせて、環境負荷軽減にも貢献してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は31億95百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

会 社	設 備	金 額
スターゼン株式会社	本社ビル改修、Zeusシステム、工場製造設備 他	714 百万円
スターゼンミートプロセッサ株式会社	青森工場製造設備改修 他	643
スターゼンITソリューションズ株式会社	IT端末及び本社設備 他	273
ローマイヤ株式会社	那須工場製造設備 他	247
株式会社キング食品	加工食品製造設備改修 他	105

② 当連結会計年度中において継続中の主要設備

会 社	設 備	金 額
スターゼン株式会社	Zeusシステム	955 百万円

(4) 資金調達の状況

2021年6月17日に第1回無担保社債5,000百万円を発行いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

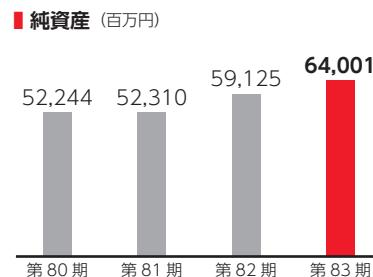
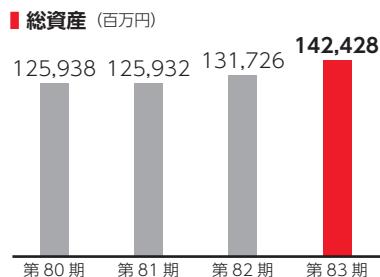
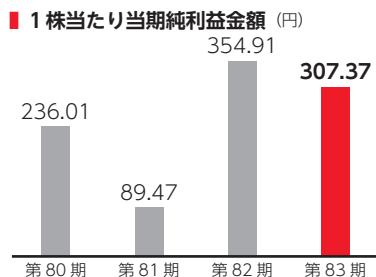
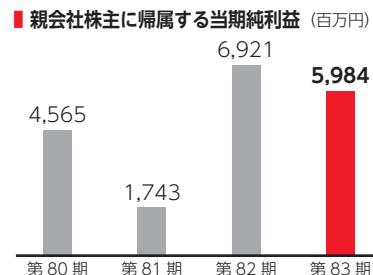
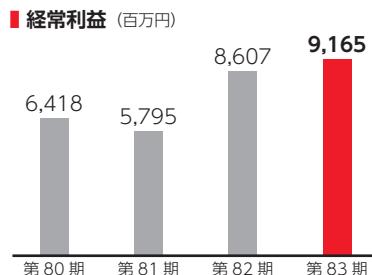
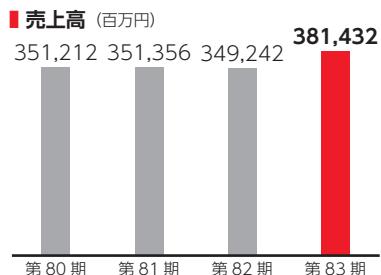
(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第81期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第82期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第83期 (当連結会計年度 (2021.4.1～ 2022.3.31)
売 上 高 (百 万 円)	351,212	351,356	349,242	381,432
経 常 利 益 (百 万 円)	6,418	5,795	8,607	9,165
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百 万 円)	4,565	1,743	6,921	5,984
1 株当たり当期純利益金額 (円)	236.01	89.47	354.91	307.37
総 資 産 (百 万 円)	125,938	125,932	131,726	142,428
純 資 産 (百 万 円)	52,244	52,310	59,125	64,001
連 結 子 会 社 数	20社	18社	16社	16社
持 分 法 適 用 会 社 数	7社	7社	7社	7社



②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第81期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第82期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第83期 (2021.4.1～ 2022.3.31)
売 上 高 (百 万 円)	48	154,736	341,571	373,949
経 常 利 益 (百 万 円)	2,789	2,418	6,357	5,628
当 期 純 利 益 (百 万 円)	2,538	962	7,585	3,720
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	131.25	49.43	388.92	191.08
総 資 産 (百 万 円)	73,689	99,203	121,580	131,342
純 資 産 (百 万 円)	36,659	40,395	47,745	50,413

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2019年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であったスターゼンインターナショナル株式会社及びスターゼン食品株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施しております。従いまして、第81期につきましては、当該吸収合併による事業承継後の財産及び損益の状況を記載しております。
3. 2020年4月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であったスターゼン販売株式会社及び株式会社ゼンチク販売を消滅会社とする吸収合併を実施しております。従いまして、第82期につきましては、当該吸収合併による事業承継後の財産及び損益の状況を記載しております。
4. 2021年4月1日を効力発生日として1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第80期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。
5. 第82期より表示方法の変更を行っており、第80期からの売上高については、当該変更を反映した組替後の数値を記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第83期の期首から適用しており、第83期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スターゼンミートプロセッサー株式会社	100 百万円	100.0 %	食肉の加工・販売
ローマイヤ株式会社	100	100.0	ハム・ソーセージ等の製造・販売
株式会社青木食品	100	98.7	麺類の製造・販売
株式会社ニックフーズ	95	100.0	食肉・食品の販売
スターゼンロジスティクス株式会社	71	100.0	貨物運送・倉庫業
株式会社丸全	60	100.0	食肉の加工・販売
株式会社キング食品	56	100.0	食品の製造・販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含め16社であり、持分法適用会社は7社であります。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区分	事業内容
食肉関連事業	・食肉・食品の販売、食肉の加工、食肉の輸出入 ・加工食品（ハンバーグ、ローストビーフ他）の製造・販売 ・ハム・ソーセージの製造・販売
その他の事業	・貨物運送、倉庫業、麺類の製造・販売

(12) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

名 称	区 分	所 在 地
スターゼン株式会社	本 社	東京都港区港南二丁目5番7号
	工 場 営 業 拠 点	千葉県山武市、福島県本宮市 北海道：3拠点(北海道札幌市 他) 東北地方：10拠点(宮城県多賀城市 他) 関東地方：12拠点(東京都港区 他) 中部地方：4拠点(愛知県小牧市 他) 近畿地方：5拠点(兵庫県伊丹市 他) 中国地方：3拠点(広島県広島市 他) 四国地方：1拠点(香川県高松市) 九州地方：10拠点(福岡県糟屋郡 他)
スターゼンミートプロセッサー株式会社	本 社	東京都港区港南二丁目5番7号
	工 場	石狩(岩見沢市)、青森(三沢市、三戸郡三戸町)、郡山(郡山市)、阿久根(阿久根市)、加世田(南さつま市)
ローマイヤ株式会社	本 社・工 場	栃木県那須塩原市島方457番地4
株式会社青木食品	本 社	福島県本宮市荒井字恵向121番地16
株式会社ニックフーズ	本 社	東京都中野区東中野一丁目11番10号
スターゼンロジスティクス株式会社	本 社	東京都港区港南五丁目1番30号
株式会社丸全	本 社	東京都港区港南二丁目7番19号
株式会社キング食品	本 社	広島県福山市大門町五丁目9番1号
そ の 他	海 外 拠 点	Starzen(America),inc.(アメリカ)他、計6拠点

(13) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,756 (911) 名	82 (△42) 名

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員数を()外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	10,141 百万円
農林中央金庫	8,077
株式会社三菱UFJ銀行	5,205
株式会社みずほ銀行	3,327
株式会社日本政策金融公庫	2,730

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社が株式会社シンコウフーズと共同して、2018年11月19日付で、滝沢ハム株式会社に対し、特定加熱食肉製品の製造方法に関する特許権侵害の差し止め請求及び損害賠償請求を求めた訴訟で、2022年4月8日、東京地方裁判所で請求棄却の判決が言い渡されました。

当該訴訟は株式会社シンコウフーズが保有する特許権を滝沢ハム株式会社が侵害するとして、当社は、当該特許実施権者として提訴していたものです。

当社及び株式会社シンコウフーズは、上記判決を不服として即日控訴し、知財高等裁判所において係属中です。

2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,522,552株（自己株式 47,161株を含む）
- (3) 株 主 数 15,999名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 井 物 産 株 式 会 社	3,109 ^{千株}	15.96 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,766	9.07
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	734	3.76
株式会社三井住友銀行	649	3.33
農 林 中 央 金 庫	608	3.12
株式会社三菱UFJ銀行	559	2.87
スターゼン社員持株会	477	2.45
株式会社鶉橋興産	469	2.41
株式会社みずほ銀行	320	1.64
横浜冷凍株式会社	306	1.57

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、2021年3月3日開催の取締役会での決議により、2021年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合の株式分割を行っております。また当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、同日付で当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数は22,000,000株増加し44,000,000株となっております。

(5) 職務執行の対価として交付した株式

当社は2021年8月17日付で、当社取締役(社外取締役を除く)10名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式25,076株の自己株式処分を行っております。また同日付で、取締役を兼務しない当社執行役員9名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式8,352株の自己株式の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、譲渡制限付株式報酬として活用すること及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の定めにより、2021年5月11日開催の取締役会での決議に基づき、2021年5月12日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、60,000株（自己株式を除く発行済み株式総数に対する割合は0.31%）の当社普通株式を総額134,880千円で取得いたしました。

3. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
横田和彦	代表取締役社長	
中津濱健	取締役会長	
永野章	取締役副会長	
入江泰明	常務取締役	コンプライアンス統括担当
鶉橋正雄	常務取締役	海外本部長
長谷部元靖	取締役	マクドナルド事業本部長
高橋正道	取締役	スターゼンミートプロセッサ株式会社 代表取締役社長
高濱良一	取締役	物流本部長
定信隆壮	取締役	財務経理本部長
若松威男	取締役	海外本部 副本部長
大原亘	社外取締役	株式会社帝国倉庫 取締役会長
吉里格	社外取締役	三井物産株式会社 食料本部 プライフーズ株式会社 東邦物産株式会社 畜水産事業部長 社外取締役 社外取締役
中村英男	社外取締役	
松石昌典	社外取締役	日本食肉科学会 副理事長 日本獣医生命科学大学 教授 食品科学科長
関川隆志	社外取締役	協同乳業株式会社 社外監査役 株式会社丸山製作所 社外取締役(監査等委員)
菅野耕平	監査役(常勤)	
平田将士	社外監査役(常勤)	
小越信吾	社外監査役	税理士法人 小越会計 代表社員
江藤真理子	社外監査役	TMI総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役の大原亘氏、吉里格氏、中村英男氏、松石昌典氏、関川隆志氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の平田将士氏、小越信吾氏、江藤真理子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2021年6月29日開催の第82回定時株主総会において、定信隆壮氏、若松威男氏、中村英男氏、松石昌典氏及び関川隆志氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 梅野博之氏は、2021年6月29日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 取締役の大原亘氏、中村英男氏、松石昌典氏、関川隆志氏、監査役の平田将士氏、小越信吾氏及び江藤真理子氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役の小越信吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務会計に関する知見を有しております。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。大原亘氏、吉里格氏、中村英男氏、松石昌典氏、関川隆志氏を除く取締役は全員執行役員であります。
8. 取締役及び監査役のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
- ①大原亘氏は、株式会社帝国倉庫の取締役であります。同社と当社との間には書類の保管、廃棄等の取引があります。
- ②吉里格氏は、当社の筆頭株主である三井物産株式会社の業務執行者(使用人)であり、同社とは資本業務提携契約を締結しております。その他、同社と当社との間では食肉の売買等の取引があります。
- ③大原亘氏、吉里格氏以外の取締役及び監査役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりです。

氏 名	役 位	担 当
柄澤 達也	執 行 役 員	製造本部長
佐奈 常裕	執 行 役 員	管理本部長
池尻 尊広	執 行 役 員	営業本部長
奥平 裕	執 行 役 員	営業本部 副本部長
鶴岡 孝治	執 行 役 員	ローマイヤ株式会社 代表取締役社長
三好 円	執 行 役 員	スターゼンミートプロセッサ株式会社 専務取締役
川合 真一	執 行 役 員	営業本部 副本部長
石神 幸長	執 行 役 員	管理本部 副本部長
奥村 浩明	執 行 役 員	経営本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役との間で会社法第427条第1項並びに当社定款第29条、第39条の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び当社の主要なグループ会社の取締役、監査役及び執行役員(退任者も含みます)を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、当社が保険料の全額を負担しております。

なお填補の対象とされる保険事故は株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟等となります。

ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、当該保険契約により、填補されません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			合計(百万円)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取 締 役	15	165	172	44	382
(うち社外取締役)	(5)	(17)	-	-	(17)
監 査 役	4	47	-	-	47
(うち社外監査役)	(3)	(29)	-	-	(29)
合 計	19	213	172	44	430

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会決議により、年額436百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は3名）です。
2. 取締役の株式報酬の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会決議により、年額100百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。
3. 表内の当事業年度に係る株式報酬の総額は、取締役10名に付与した譲渡制限付株式報酬に係る費用のうち、当連結会計年度に費用計上した額を記載しております。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会決議により、年額72百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 上記の取締役の支給人員には2021年6月29日開催の第82回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
6. 上記の取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

(5) 取締役の報酬等の内容に関する決定方針

①基本方針

当社の取締役の報酬は、株主の利益と連動し企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する体系とし、「透明性」「公平性」「客観性」のある決定プロセスを重視しています。具体的には、「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「株式報酬（譲渡制限付株式）」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その責務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととしています。

②個人別の報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(i)基本報酬

「基本報酬」は、月例の金銭報酬とし、当社の業績及び従業員給与の水準に加え、他社水準等も考慮しつつ、役位に応じて決定いたします。なお「基本報酬」の金額は、事業年度ごとの取締役の個人別の評価に応じ、予め定めたルールに従い増減いたします。

(ii)業績連動報酬

「業績連動報酬」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績・財務指標に連動する月例の金銭報酬といたします。

具体的には、経営陣の成果及び責任を客観的に判断できることを理由に、本業での収益状況をはかる連結売上高、連結営業利益及び株主の利益と連動するROEを業績指標とし、評価対象年度（当該事業年度の前年度）の実績を予め定めたルールに基づき指数化し、その指数に基づき報酬額を増減させる仕組みとしております。

増減の幅は役位に応じて定めた基準額の0.5倍～1.5倍とし、当事業年度の実績は基準額の1.3倍となりました。

なお、当事業年度における各業績指標の実績は、連結売上高は3,814億32百万円、連結営業利益は69億5百万円、ROEは9.7%となりました。

(iii) 株式報酬(譲渡制限付株式)

「株式報酬」は、中長期的な企業価値の向上と連動する報酬とするため、非金銭報酬である譲渡制限付株式を割り当てるものです。役位別に一律の金銭報酬債権を支給し、その債権に対して当社株式を付与しますが、株式には譲渡制限をかけ、原則として退職時に譲渡制限を解除するものといたします。

③各報酬の報酬総額に対する割合の決定に関する方針

報酬割合については、上位の役位ほど「業績連動報酬」及び「株式報酬」のウェイトが高まる体系といたします。「業績連動報酬」と「株式報酬」の全体に占める割合は、役位に応じ44%～57%（個人別評価や業績評価を基準値とした場合）といたします。

④報酬決定の方法（指名報酬委員会の「答申」を尊重した決定）

取締役の報酬等は、予め株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内(前記(4)注1、2参照)で、取締役会の決議により決定しています。取締役会が報酬等を決議する際には、指名報酬委員会による「答申」を尊重し、「透明性」「公平性」「客観性」ある決定プロセスを重視しています。

指名報酬委員会は、2015年7月に立ち上げた取締役会の諮問機関であり、取締役の報酬や取締役候補者の選任等について継続的に審議し取締役会に答申しています。委員会は、社外取締役が委員長を務め、社外の委員が過半数を占めることにより、独立性を確保しています。

⑤個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の実績等の個人別の報酬額については、委任する権限の範囲を限定した上で、代表取締役社長の横田和彦に具体的な内容の決定を委任する旨、決議をしております。

委任している権限の範囲は、「基本報酬」を決定する際の取締役の個人別の評価であり、その評価をもとに、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会で決議したルールに従い、個人別の基本報酬額を決定しています。

代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたり、最も適しているからです。

なお、「業績連動報酬」及び「株式報酬」に関しては、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会において決議したルールに従い決定しており、代表取締役社長による取締役の個人別の評価は反映されません。

⑥個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長が上記の委任内容に基づき取締役の個人別の評価を決定し、その評価をもとに指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会で決議したルールに従い決定されており、公正なプロセスを経ていることから、当社の取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	大原 亘	株式会社帝国倉庫	取締役会長	当社グループと同社とは文書の保管・廃棄等の取引がありますが、特記すべき事項はございません。
社外取締役	吉里 格	三井物産株式会社	食料本部 畜水産事業部長	三井物産(株)は当社株式の15.96%を保有する筆頭株主であり、資本業務提携契約を締結しております。その他、当社と食肉の売買等の取引がありますが、特記すべき事項はございません。

(注) 上記以外の社外役員の兼職先である法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

社外取締役の活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要並びに社外監査役の活動状況は次のとおりです。

区 分	氏 名	主 要 な 活 動 状 況
社外取締役	大 原 巨	当事業年度開催の取締役会に17回中17回(出席率100%)出席。金融機関及び事業会社における経営者を歴任した経験から、企業経営全般に関する幅広い経験と高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	吉 里 格	当事業年度開催の取締役会に17回中17回(出席率100%)出席。三井物産(株)における食料事業に関する要職を歴任した経験から、業界の深い知識や高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	中 村 英 男	当事業年度開催の取締役会に13回中12回(出席率92.3%)出席。農林水産省における要職を歴任した経験から、食品業界に関する深い知識や高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	松 石 昌 典	当事業年度開催の取締役会に13回中12回(出席率92.3%)出席。食肉科学分野における幅広い経験と高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	関 川 隆 志	当事業年度開催の取締役会に13回中12回(出席率92.3%)出席。金融機関におけるリスク管理やコンプライアンス部門の要職を歴任した経験から、内部統制分野に関する高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外監査役	平 田 将 士	当事業年度開催の取締役会には17回中17回(出席率100%)出席し、監査役会には13回中13回(出席率100%)出席。金融業界における職務を通じて培われた豊富な経験と高い見識に基づき、有益な質問・提言を行いました。
社外監査役	小 越 信 吾	当事業年度開催の取締役会には17回中17回(出席率100%)出席し、監査役会には13回中13回(出席率100%)出席。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から有益な質問・提言を行いました。
社外監査役	江 藤 真理子	当事業年度開催の取締役会には17回中17回(出席率100%)出席し、監査役会には13回中13回(出席率100%)出席。主に弁護士としての専門的見地から有益な質問・提言を行いました。

(注) 中村英男氏、松石昌典氏、関川隆志氏は2021年6月の就任以降に開催された取締役会の出席回数となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ①当事業年度に係る報酬等の額 | 73 百万円 |
| ②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 75 百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他のその必要があると認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

以 上

-
- (注) 事業報告は次のように記載しております。
記載金額、株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科 目			科 目		
流動資産		93,572	流動負債		55,119
現金及び預金		11,172	買掛金		16,953
受取手形		145	短期借入金		10,847
売掛金		31,387	1年内償還予定の社債		2,100
商品及び製品		32,115	1年内返済予定の長期借入金		9,589
仕掛品		437	リース債務		269
原材料及び貯蔵品		2,294	未払法人税等		1,825
前渡金		12,218	賞与引当金		1,652
その他		3,811	未払金		9,437
貸倒引当金		△10	その他		2,444
固定資産		48,829	固定負債		23,306
有形固定資産		28,845	社債		5,000
建物及び構築物		12,896	長期借入金		13,643
機械装置及び運搬具		4,193	リース債務		657
土地		10,531	退職給付に係る負債		2,051
リース資産		790	債務保証損失引当金		190
建設仮勘定		49	その他		1,763
その他		383	負債合計		78,426
無形固定資産		1,952	純資産の部		
その他		1,952	株主資本		62,163
投資その他の資産		18,032	資本金		11,658
投資有価証券		15,940	資本剰余金		12,508
退職給付に係る資産		63	利益剰余金		38,101
貸付不動産		736	自己株式		△105
長期貸付金		0	その他の包括利益累計額		2,016
繰延税金資産		562	その他有価証券評価差額金		1,741
その他		791	繰延ヘッジ損益		441
貸倒引当金		△63	為替換算調整勘定		△145
繰延資産		25	退職給付に係る調整累計額		△20
社債発行費		25	非支配株主持分		△177
資産合計		142,428	純資産合計		64,001
			負債・純資産合計		142,428

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		381,432
売上原価		345,981
販売費及び一般管理費		35,451
営業外収益		28,545
営業外費用		6,905
受取配当金	1	
受取配当金	126	
受取配当金	310	
受取配当金	561	
受取配当金	1,039	
受取配当金	415	
受取配当金	0	
受取配当金	423	
営業外費用		2,878
支払利息	262	
支払利息	127	
支払利息	8	
支払利息	219	
特別利益		617
特別損失		9,165
固定資産売却益	13	
固定資産売却益	41	
固定資産売却損	1	
固定資産売却損	61	
固定資産売却損	184	
固定資産売却損	483	
税金等調整前当期純利益		731
法人税、住民税等調整	2,554	
法人税、住民税等調整	130	
当期純利益		8,489
支配株主に帰属する当期純利益		5,803
非支配株主に帰属する当期純利益		△181
親会社株主に帰属する当期純利益		5,984

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部				負債の部					
科	目			金額	科	目			金額
流動	現金	及び	預	95,182	流動	買掛	負債	債	59,982
現受	取	手	金	10,033	短期	借入	入金	金	24,095
売	掛	製	形	66	1年内償還予定の社	借入	債	金	11,599
商	及び	貯	品	30,649	1年内返済予定の長期借入	債	金	債	2,100
原	掛	蔵	品	26,556	—	債	金	務	9,094
仕	掛		品	1,036	未払	費	金	用	118
前	渡		品	10	未払	費	金	用	9,660
前	払	費	金	15,932	未払	費	金	用	555
未	取	取	用	334	未払	費	金	用	1,424
短	期	貸	益	113	預	賞	等	金	39
未	収	入	金	7,400	賞	そ	金	他	933
そ	倒	引	金	2,450	固	定	債	債	359
貸	定	当	他	611	社	長	借	入	20,945
固	形	定	金	△13	長	期	預	入	債
有	固	定	産	36,133	期	借	入	金	債
建	定	資	産	16,011	長	期	預	入	金
構	築	備	物	7,930	期	借	入	金	債
機	及	装	物	585	一	又	債	金	務
工	機	備	置	1,410	職	給	引	当	金
土	具	及	品	196	退	保	失	引	金
建	一	ス	地	5,503	債	産	除	去	金
そ	設	仮	産	335	務	除	の	債	務
無	形	固	定	49	所	の		他	31
ソ	フ	ト	資	0	負	債	合	計	80,928
フ	ト	ウ	産	1,217	純	資	産	の	部
ト	ウ	エ	ア	106	株	主	資	本	48,307
そ	の	の	他	1,075	資	本	本	金	11,658
投	そ	の	の	35	資	本	準	備	13,752
投	資	有	証	18,904	資	本	余	金	7,590
関	係	会	株	5,199	そ	の	本	余	6,161
出		社	式	9,612	利	益	剰	余	23,002
長	期	資	金	39	そ	の	他	剰	余
賃	貸	貸	産	2,641	別	途	積	立	金
差	入	不	金	736	繰	越	利	益	4,560
線	延	保	産	391	自	己	株	式	18,442
そ	税	金	産	442	評	価	・	換	算
貸	の	引	他	100	価	・	換	算	差
延	倒	引	金	△259	線	延	ハ	ッ	シ
社	延	資	産	25	純	資	産	合	計
資	債	行	費	25	負	債	・	純	資
産	合	計	計	131,342	負	債	・	純	資
産	合	計	計	131,342	負	債	・	純	資

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		373,949
売上原価		344,744
売上総利益		29,205
販売費及び一般管理費		25,912
営業利益		3,293
営業外収益		
受取利息	134	
受取配当金	807	
業務受託収入	791	
不動産賃貸料	679	
補助金収入	267	
受取保険金及び配当金	507	
その他	274	3,461
営業外費用		
支払利息	231	
支払利息費用	21	
不動産賃貸費	395	
債務保証損失引当金繰入	168	
貸倒引当金繰入	196	
その他	113	1,127
経常利益		5,628
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	41	54
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	53	
投資有価証券評価損	183	
減損	11	249
税引前当期純利益		5,432
法人税、住民税及び事業税	1,715	
法人税調整額	△2	1,712
当期純利益		3,720

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

スターゼン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 栄 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 沢 琢

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スターゼン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターゼン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

(次頁に続く)

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

スターゼン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮沢 琢
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターゼン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

(次頁に続く)

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

(次頁に続く)

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

スターゼン株式会社 監査役会

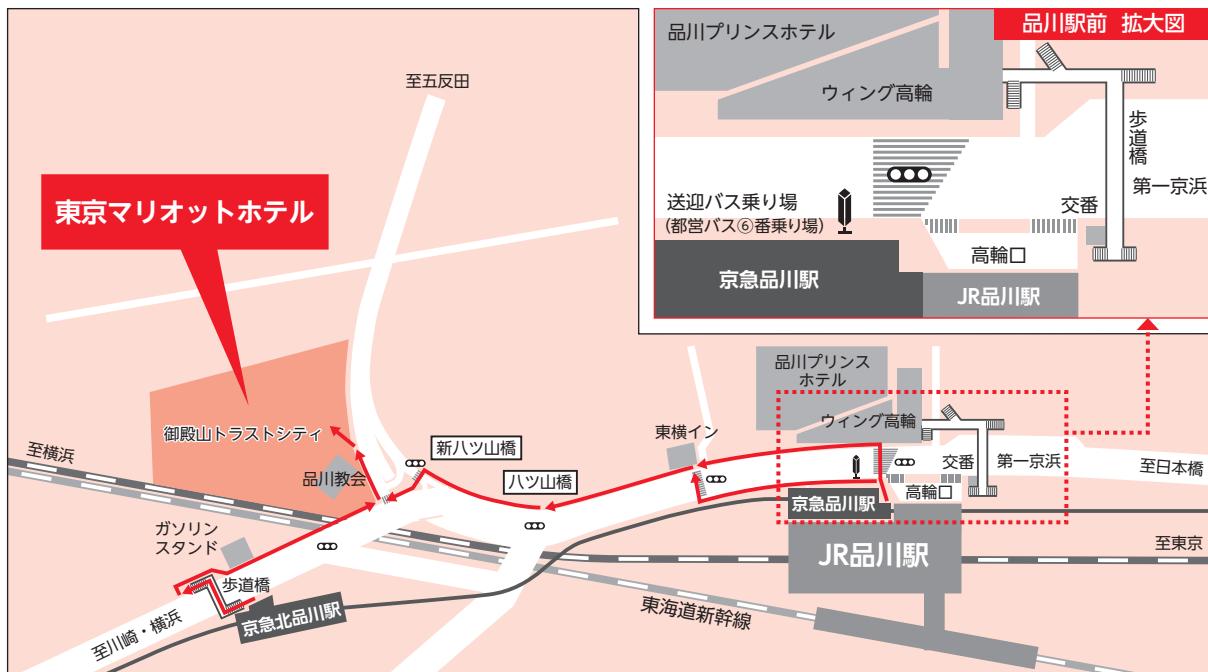
常勤監査役	菅野耕平	㊞
常勤監査役	平田将士	㊞
監査役	小越信吾	㊞
監査役	江藤真理子	㊞

注) 監査役のうち、平田将士、小越信吾、江藤真理子は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場ご案内図

電話 (03) 5488-3911 (代表)

会場 東京都品川区北品川四丁目7番36号 東京マリオットホテル 地下1階 ボールルーム



交通のご案内

J R 各線・
京 急 線
品川駅
ご利用の場合

- ・徒 歩……………高輪口より約15分
高輪口を出て横断歩道を渡り、左へお進みください。新八ツ山橋交差点の横断歩道を渡り、右へお進みください。
- ・バ ス……………高輪口 (都営バス⑥番乗り場) より約5分
※諸般の事情により、運行が休止・変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

京 急 線
北品川駅
ご利用の場合

- ・徒 歩……………約5分
改札口を出てすぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進みください。新八ツ山橋交差点の横断歩道手前を左へお進みください。

<お願い> 駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

お土産はご用意しておりませんのでご了承ください。

株 主 各 位

スターゼン株式会社

当社の、本年の株主優待及び株主優待サービスについて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主優待及び株主優待サービスの目的

一般消費者でもある株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、当社グループ製品へのご理解を深めていただき、当社株式の中長期的な保有につながる魅力あるものにするを目的としております。

2. 株主優待品の贈呈について

本年3月31日現在の株主名簿に記載された200株（2単元）以上の株式を所有する株主様

(1) 優待品

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ①所有株式数が200株以上1,000株未満の株主様 | 3,000円相当の当社グループ製品 |
| ②所有株式数が1,000株以上2,000株未満の株主様 | 5,000円相当の当社グループ製品 |
| ③所有株式数が2,000株以上の株主様 | 10,000円相当の当社グループ製品 |

(2) 贈呈時期

毎年1回、株主総会終了後（本年は6月29日）に発送しております決議通知書に同封の「株主様ご優待品申込書（はがき）」に、お届け先などの必要事項をご記入の上、7月10日までにご投函いただきますと、8月上旬から順次優待品をお届けいたします。

(3) 社会貢献活動団体等へのご寄付につきまして

今回も、優待品の発送に代えて、優待相当額を社会貢献活動団体等に寄付をすることをお選びいただけます。ご寄付を希望される株主様につきましては、上記と同様に「株主様ご優待品申込書（はがき）」に必要事項をご記入の上、7月10日までにご投函くださいますようお願い申し上げます。寄付の対象となる団体、組織につきましては、社会情勢を踏まえ、都度選定させていただき、当社ホームページ等にて、株主の皆様へお知らせいたします。

3. 株主優待サービス（ギフト、おせちのご案内）

本年3月31日現在の株主名簿に記載された100株（1単元）以上の株式を所有する株主様

(1) 優待ギフト

- ①中元ギフトを特別価格にてご案内いたします。
- ②歳暮ギフトを特別価格にてご案内いたします。

(2) 優待おせち

ローマイヤ株式会社のおせちを特別価格にてご案内いたします。（数量限定販売）

以 上

